

かお・人・interview

2022年9月21日

部長

インタビュー



国土交通省 九州地方整備局
建政部 部長

徳元 真一 氏

TOKUMOTO Shinichi

建政部では「快適なまちづくり」に向けた地域開発の総合的な支援のほか、建設業の秩序を守る建設業の許可、建設関連業の登録など、幅広い分野を担っている。都市づくりに欠かせないソフト面、ハード整備も建設業に人材がいなければ始まらない。若年入職者の確保・育成が喫緊の課題だ。処遇の見直しや働き方改革を推進し、業界の魅力向上をサポートする。建政部長の徳元氏に現状と課題を伺う。

Q部長就任にあたっての抱負

平成10～13年以来、約20年ぶりの九州勤務となります。前は河川関係を担当していましたが、今回は都市・住宅・下水道といったまちづくり・すまいづくりのほか、建設産業など幅広い分野を担当することとなります。これらの分野を通じて、少しでも九州の発展のために努力してまいりたいと考えています。

九州の中でも、福岡はなお人口が増え続けており、大きな変化と発展を遂げつつありますが、反面、地方部に目を向けると、過疎化・高齢化の進展が著しい地域もあり、ほとんどの地域では人口も減少しているため、福岡一極集中ではない九州全体の均衡ある発展が必要だと痛感しています。

また、九州は毎年のように水害・地震・火山などの災害を受けていることから、安全・安心なまちづくり、地域づくりは不可欠です。



▲花畑広場・桜町地区市街地再開発事業(熊本県熊本市)

一方、九州は多くの観光資源を抱えており、またアジアの玄関口でもあることから、こういった地域の資源を活用したまちづくり、地域づくりを通じて九州全体の発展に貢献できるよう、自治体への支援を心がけていきたいと思っています。

建設業界については、若手建設技能労働者数の減少が大きな課題であると認識しており、これに対して業界の皆さんとともに処遇の改善や働き方改革を進め、若い担い手の確保を推進していきたいと考えています。多くの現場へ出向き、さまざまな方の声を聞きつつ、管内の自治体や関係業界のよき相談相手として、一つでも多くの課題を解決できるよう、微力ではありますが努力してまいります。



▲熊本地震被災直後の益城町市街地の様子



▲被災市街地復興土地区画整理事業により復興が進む

Q赴任先の思い出

中国地方整備局の太田川河川事務所勤務時代の平成30年7月に西日本豪雨に遭遇したことです。広島は平成26年に集中豪雨による大きな土砂災害を受けており、砂防工事などが続けられていましたが、わずか4年後に次の災害が起こりました。

まだ雨が降り続く中、洪水によって決壊の恐れのある堤防の前面へのブロックなどの投入、雨が止んだ後の堤防の応急復旧や土石流によって街中に流れ込んだ土砂の排除。新たな砂防堰堤の整備などの本格復旧といった各段階において、地域の建設業の皆さんに昼夜を問わずに努力いただいたことは今でも心から感謝しています。

Q強靱化に係る取り組みやプロジェクト

取り組みは大きく分けて二つあります。第一に近年大きな災害を受けた地区における復旧・復興支援です。例を挙げると、熊本地震で多大な被害を受けた熊本県益城町では、緊急輸送道路として防災機能の向上を図るため、道路の拡幅や街の中心部で被災市街地の復興土地区画整理事業を施行。令和2年7月豪雨災害に見舞われた熊本県人吉市においても、緊急輸送道路の改良や未接道敷地の解消を図るため、被災市街地復興土地区画整理事業の施行を予定しています。

また、ここ数年は毎年のように水害を受けている福岡県久留米市においては、河川事業による排水機能の向上等と併せて下水道事業によって大学のグラウンドを掘り下げて貯留施設として整備する工事などが進められています。

第二は今後に向けた災害に強いまちづくりがある

と考えています。人口減少下で都市の機能や居住地域をコンパクトに誘導し、持続可能な都市とするための立地適正化計画の策定が多くの自治体において進められています。まちの成り立ち上、河川沿いの平地部等の災害ハザードエリアが居住地域となっている都市も多いことから、立地適正化計画に合わせて防災指針の策定が進むよう支援しています。

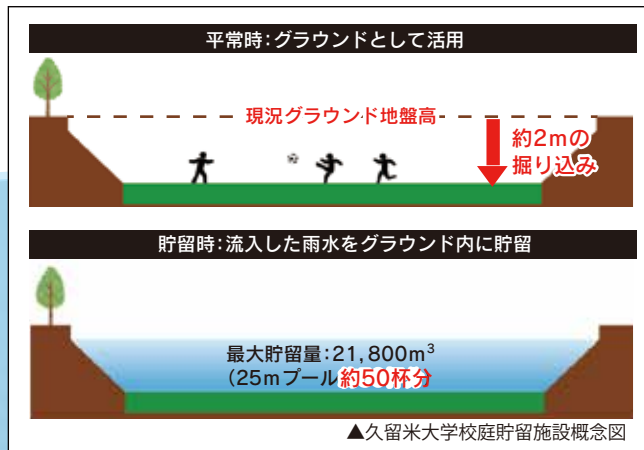
Q九地整の働き方改革の取組

建設産業は、地域のインフラ整備やメンテナンス等を行うと同時に、経済・雇用を支えています。また、災害時には最前線で地域社会の安全・安心を確保する守り手としての役割もっています。特に九州は自然災害が多く、復旧作業は即時性が求められるため、建設業界の協力は必要不可欠です。地域建設業の皆さまはなくてはならない存在ですが、近年は深刻な人手不足の問題を抱えています。建設技能労働者が高齢化する一方、それを補う若年入職者は不十分であり、将来の建設業界の担い手を確保していくことは急務であると考えています。

解決策の一つとして、若者が魅力を感じる建設業界を目指すこと。そのためには、建設業における働き方改革をより強力に推進していく必要があると思います。長

時間労働の是正や処遇改善などの働き方改革のほか生産性の向上などに業界の皆さんとともに魅力ある産業にしていきたいと考えています。

具体的には、令和6年度から建設業においても罰則付きの時間外労働の上限規制が適用されることになるため、「新・担い



手3法」に基づき、工期の適正化や週休2日の確保、施工時期の平準化の推進に向けた取り組みを進めています。工期の適正化については、令和2年7月に中央建設業審議会が作成・勧告をした「工期に関する基準」において、適正な工期の設定にあたっては、建設業の担い手一人ひとりが週休2日(4週8休)を確保できるようにしていくことが重要であることが示され、この基準を公共工事・民間工事を問わず、周知・要請を行っているところです。

また、施工時期の平準化について、公共工事では、年度内の時期によって工事の繁忙に大きな差が生じ、閑散期には仕事が不足し、収入が不安定となる一方、繁忙期には仕事量が集中することで長時間労働や休暇取得が困難となる等の懸念があるため、県や市区町村に対して、平準化に向けた働きかけを引き続き進めていきます。

建設業の賃金上げについても、官民協働で取り組むことが不可欠です。本年2月に斉藤国土交通大臣と建設業4団体との意見交換会において、さまざまな課題はあるものの、本年はおおむね3%の賃金上昇

建築業で働く若い人材には、キャリアアップシステムを活用して、具体的な将来像を抱いてほしい。そうすることで、目指すべきスキルもビジョンも明確になる。

新・担い手3法(品質法と建設業法・入契法の一体的改正)について (令和元年6月成立)

平成28年に、公共工事品質向上促進法(品質法)と建設業法・入契法を一体的に改正し、適切な賃金確保による労働者の確保を図ることで、クオリティ向上を実現すること、建設業の担い手の中間層の育成、確保のための基本理念や具体的な取組を規定し、新・担い手3法として、公共工事の品質向上を促進し、建設業の担い手の確保と労働者の確保を図ることを目的とする法律

新たな課題に、別途対応を促す (品質法) **新たな課題に、5年間の成長をさらに促進する** (建設業法・入契法) **品質向上に向けた新たな取組** (品質法)

建設業の賃金向上を促す「労務費」の確保と建設業への働きかけの促進
建設業の賃金向上を促す「労務費」の確保と建設業への働きかけの促進
建設業の賃金向上を促す「労務費」の確保と建設業への働きかけの促進

品質法の改正 ~公共工事の発注者・受注者の基本的な義務~ <議員立法>

<p>発注者の義務</p> <ul style="list-style-type: none"> 適正な工期設定 (休日、労働時間等を考慮) 適正な賃金設定 (労働者に対する労働時間等の考慮) 適正な労務費確保 (労働者に対する労働時間等の考慮) 適正な下請代確保 	<p>発注者・受注者の義務</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働者に対する賃金等の適正な確保 労働者に対する労働時間等の適正な確保 労働者に対する労働時間等の適正な確保 	<p>発注者の義務</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働者に対する賃金等の適正な確保 労働者に対する労働時間等の適正な確保 労働者に対する労働時間等の適正な確保 	<p>品質・設計の品質確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 品質・設計の品質確保 品質・設計の品質確保 品質・設計の品質確保
---	---	---	---

働き方改革の推進 **生産性向上への取組** **災害時の緊急対応強化**

品質法・建設業法・入契法の改正 ~建設業と建設業に関する具体的なルール~ <政府提出法案>

▲新・担い手3法(働き方改革、生産性向上等)

〇「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格や現場での就業履歴等を登録・蓄積し、**技能・経験が客観的に評価され、技能者の適切な処遇につながる仕組み**

〇 これにより、①若い世代が**キャリアパスの見通しをもてる**、②**技能・経験に応じて処遇を改善する**、③**技能者を雇用し育成する企業が伸びている建設業を目指す**

〇 システムは、日建連、全建、建専連、全建総連など、**業界団体と国が連携して官民一体で普及を推進**

<建設キャリアアップシステムの概要> ※システム運営：(一財)建設技能研修基金

技能者情報等の登録 **カードの交付・現場での読取** **技能レベルのステップアップ**

① 現場を支える技能者が、技能・経験に応じて適切に処遇され、働き続けられる環境づくり(働き方改革)
② 技能者の雇用、育成・取り組む企業の成長(生産性向上)
→ **建設業が「地域の守り手」として将来にわたり持続的な役割を担っていくために必要**

▲建設キャリアアップシステムの利用状況(2022年4月末)

の完全移行、社会保険加入確認のCCUS活用の原則化、国直轄での義務化モデル工事実施等公共工事等での活用などを通じ、引き続き普及を図っていきたいと考えています。令和元年の運用開始から3年が経過



▼学校キャラバン(出前講座)



したところですが、建設技能者の登録数は95.1万人(令和4年7月末現在)と100万人に届く水準まで広がってきております。一方、CCUSに対しては建設業界からメリットがわかりにくい等の意見も寄せられていることから、これらについては丁寧に説明していきたいと考えています。

加えて、次世代を託す若い担い手の確保・育成の一環として、建設業界・行政が一体となって高等学校を訪問し、生徒、保護者、教員に対し、建設業の社会的な役割やものづくりの素晴らしさを体験してもらうために「学校キャンバン(出前授業)」なども実施しています。

Q生産性向上に向けたインフラDXの現状

まちづくりのデジタルトランスフォーメーションを進めるため、そのデジタルインフラとなる3D都市モデル(Project PLATEAU)の整備・活用を推進してまいります。自治体による3D都市モデルの整備を支援することで、浸水等の災害リスクの可視化が可能となり防災計画の策定や垂直避難施設整備の検討に活用したり、市街地開発事業におけるまちづくりのルール作りや景観検討に役立てることなどが可能になると考えて

若い人に来てほしい
業界ではなく、
若い人が来たいと思う業界に。

います。

また、行政手続きのデジタル化として、建設業許可・経営事項審査について、令和5年1月からの電子申請システム運用開始に向けて、現在その準備を進めているところです。これにより、行政手続きの効率化が図られることを期待しています。

Q地域建設業界への要望、メッセージ

災害の多い九州において、建設業界は地域の守護神といっても過言ではありません。より魅力的な業界にするため、ともに努力して参りましょう。

Q趣味や健康法について

体づくりのために、積極的な運動はしていません。ただ、福岡勤務になり自転車通勤を始めました。自転車の良さは渋滞のストレスから解放されるのと、到着時間を合わせる事ができるので気分的に楽です。足の筋力もアップし、いいことづくめかもしれません。

休日は趣味の旅行で気分転換をしています。コロナ禍で外出できる機会は減っていますが、タイミングが合えば出かけています。旅の目的は、歴史や文化に触れること。教会や寺など建築物を訪ね歩くのが好きです。また、九州は人気温泉地の大半や熊本、鹿児島など魅力的な場所も多いので、在任中はできるだけ動いて楽しむつもりです。

PLATEAU

<https://www.mlit.go.jp/plateau/>



▲3D都市モデルのデータプレビュー(通称：PLATEAU VIEW)



▲浸水時の垂直避難可能施設の検討(Use Case)

プロフィール



出身地：大阪府
生年月日：S43年3月12日(54歳)
H10年 4月 九州地方建設局筑後川工事事務所調査課長
H11年 10月 九州地方建設局河川部河川計画課長
H13年 9月 総合政策局建設業課長補佐
H16年 1月 国土技術政策総合研究所
総合技術政策研究センター
建設マネジメント技術研究室主任研究官

H17年 4月 河川局治水課事業監理室課長補佐
H18年 4月 河川局治水課都市河川室課長補佐
H19年 4月 奈良県土木部河川課長
H21年 4月 中部地方整備局三重河川国道事務所長
H22年 8月 中部地方整備局河川部河川調査官
H23年 11月 内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(総括担当)付企画官
H25年 7月 東日本旅客鉄道株式会社建設工事部次長
H27年 4月 京都府建設交通部理事
H29年 7月 中国地方整備局太田河川事務所長
H31年 4月 水管理・国土保全局治水課堤防構造分析官
R3年 7月 国土技術政策総合研究所河川研究部 河川構造物管理研究官
R4年 4月 九州地方整備局建政部長